

食品安全委員会の構成

食品安全委員会は、食の安全に深い識見を有する7名の委員から構成され、その下に専門調査会が設置されています。

専門調査会には、企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会、緊急時対応専門調査会に加え、添加物、農薬、微生物といった分野ごとに13の専門調査会があります。

食品安全委員会

委員長 寺田雅昭
委員長代理 寺尾允男
小泉直子、見上彪、
坂本元子、中村靖彦、本間清一

専門調査会

- 企画
 - リスクコミュニケーション
 - 緊急時対応
- (評価チーム)
- 化学物質系評価グループ
添加物、農薬、動物用医薬品、
器具・容器包装、化学物質、
汚染物質
 - 生物系評価グループ
微生物、ウイルス、プリオン、
かび毒・自然毒等
 - 新食品等評価グループ
遺伝子組換え食品等、新開発食品、
肥料・飼料等

「食の安全ダイヤル」
を設けています。

食の安全について、情報提供、お問い合わせ、ご意見をいただく窓口です。お気軽にご利用ください。

電話 03-5251-9220・9221

受付時間 10:00～17:00

(月曜～金曜。祝日、年末年始を除く)

電子メールでも受け付けています。

以下のURLからアクセスしてください。

ホームページアドレスのご紹介

食品安全委員会の開催状況、リスク評価結果などを掲載しています。

URL <http://www8.cao.go.jp/shokuhin/>



●お問い合わせ・連絡先

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10
ブルデンシャルタワー6階

内閣府 食品安全委員会事務局

電話：03-5251-9218

FAX：03-3591-2237

安心を食べて
ほしいから。
見守っています、
食の安全。



内閣府 食品安全委員会

食品安全委員会の設置について

平成15年7月1日に、国民の健康の保護を最優先とする食品安全行政の確立をめざした食品安全基本法が施行されました。

これに伴い、我が国でもリスク分析手法が導入され、食品を摂取することによる健康への悪影響について、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に評価する機関として、内閣府に食品安全委員会が設置されました。

食品安全委員会の役割

リスク評価（食品健康影響評価）

食品に含まれる可能性のある有害な微生物、化学物質などが人の健康に及ぼす影響を、科学的な目で評価します。

また、必要がある場合は、関係行政機関に勧告などを行います。

リスクコミュニケーションの実施

消費者・食品関連事業者などの幅広い関係者との間で、常に情報や意見の交換を図ります。

緊急の事態への対応

重大な食品事故などの緊急時において、事態を把握し、政府一体となった対応や国民への情報提供を行います。

食品安全委員会の公開について

食品安全委員会は、原則毎週1回公開で開催し透明性の確保に努めています。

また、議事録もホームページ上で公開しています。

食品のリスク分析について

近年、食をめぐる状況の変化を背景に、食の安全に「絶対」は無く、リスクの存在を前提にこれを評価し、制御するという考え方が国際的に認識されるようになってきました。

食品の「リスク分析手法」とは、食品を摂取することによる健康への悪影響の発生を防止または抑制するための科学的手法のことで、「リスク評価」、「リスク管理」、「リスクコミュニケーション」から構成されています。

リスク評価（科学ベース）

内閣府食品安全委員会

食品を摂取することにより人の健康に及ぼす影響について科学的に評価すること

例：農薬の安全性評価
一日摂取許容量
($00\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日)の設定等

リスク管理（政策ベース）

厚生労働省、農林水産省等

リスク評価結果に基づき、国民の食生活の状況等を考慮し、基準の設定や規制の実施等の行政的対応を行うこと（緊急暫定的な対応を含む）

例：農薬の残留基準の設定
米の残留基準
 $00\text{mg}/\text{kg}$ 以下に設定等

リスクコミュニケーション

リスクに関する情報及び意見の交換

例：意見交換会の開催、国民の皆様からのご意見・情報の募集

用語の解説

■一日摂取許容量（ADI）

ある物質について、人が生涯にわたり毎日摂取し続けたとしても、健康上の問題が生じない体重1kgあたりの物質質量です。

一日摂取許容量（ADI: Acceptable Daily Intake）は、食品添加物、農薬等の安全性を示す値として用いられています。

●一日摂取許容量の設定の仕方

評価の対象となる物質に関するさまざまな動物試験の成績を評価し、各々の試験について毒性の影響が認められなかった量を求めます。

各試験ごとに求めた毒性が認められなかった量のうち、最も小さい量を、その物質の無毒性量とします。

人と動物の違い（種差）や人の個体差を勘案し、通常は、無毒性量の1/100の値を一日摂取許容量として設定します。

農薬の一日摂取許容量の設定例

